

## 原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：平成30年12月21日（金）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：大熊長官官房総務課長

### <本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

○大熊総務課長 それでは、お手元の広報日程に基づきまして、補足して説明をさせていただきます。

まず、1. (1) 第51回原子力規制委員会臨時会議が、来週25日火曜日の午後に開催される予定となっております。午後1時からの予定でございます。

こちらは、異議申し立てに関する審理を行うものでございますため、非公開とさせていただきます。

議題は、記載してございますとおり、九州電力株式会社川内原子力発電所の保安規定の変更認可に係る執行停止の申し立て及び異議申し立て並びに四国電力株式会社伊方発電所第3号炉の設置変更許可に係る執行停止の申し立て及び異議申し立て、これらに対する決定について審理を行うというものでございます。

次に、1ページ目、その下になります。2. 12月25日火曜日、(2) 第668回の審査会合が開催される予定でございます。審査の対象としては、2件予定されてございます。

1件目は、四国電力・伊方発電所3号炉の工事計画認可についての審査が予定されております。内容は、バックフィット関係、具体的には燃料被覆管の閉じ込め機能に関しまして、申請内容の概要説明をお聞きする予定でございます。

次に、2件目といたしまして、関西電力・高浜発電所1号炉から4号炉、こちらの工事計画認可及び保安規定の変更の認可につきましての審査を予定してございます。こちらも内容はバックフィット関係、具体的には内部溢水対策、あるいは格納容器の破損防止対策などにつきまして、申請の概要説明をお聞きする予定ということでございます。

次に、2ページ目、こちらは同日12月25日火曜日になります。(4) 第2回実用発電量原子炉施設の廃止措置計画に関する審査会合が開催される予定でございます。こちらは夕刻の開催になります。

議題は、記載されておりますように、中部電力・浜岡原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置計画の変更認可申請、こちらについての審査が予定されております。前回、12月11日だったかと思いますが、そちらの審査に続いて、コメント回答の予定でございます。

次に、その下、12月26日水曜日、(3) 第254回核燃料施設等に係る審査会合の開催が午後に予定されております。

議題は、記載されておりますように、原子力研究開発機構・高速実験炉原子炉施設(常陽)の新規制基準適合性の審査を予定してございます。前回、補正の概要の説明をお聞きしましたので、今回は炉心の設計変更についての審査から始めていくという予定でございます。

次に、その下、12月27日木曜日、(6) 平成30年度放射線対策委託費(放射線安全規制研究戦略的推進事業)、こちらの第1回研究評価委員会を午後に開催する予定でございます。こちらは、この研究事業の評価につきまして、外部有識者の委員会で議論いただいているというものでございます。

今回は平成30年度の評価についての第1回の委員会ということでございまして、まず、議題1にございますように、研究評価の進め方、スケジュールや基準などについて議論いただくとともに、議題2では、今年度中に開催することを予定しております研究成果の報告会について、その予定を御説明するという予定でございます。

また、そのほか、報告事項としまして、議題3にございます不正使用等の防止に関するガイドラインの策定、こちらを策定した旨の御報告、また、議題4にございます事業における若手人材の支援について、こちら推進に係る委員会での決定内容について報告をするという予定でございます。

次に、その下、(7)、同日12月27日でございますが、第255回の核燃料施設等に係る審査会合、こちらが午後に開催される予定でございます。議題、審査対象は、記載のとおり3件予定されてございます。

まず、議題1といたしまして、日本原燃の廃棄物埋設施設、こちらの審査が予定されてございます。順次、今、審査を行っておりますが、今回は地盤あるいは地震による損壊・損傷防止等についての審査が行われる予定でございます。

次に、議題の2番目といたしまして、三菱原子燃料株式会社(加工施設)の保安規定の変更認可申請について。また、議題3においては、グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの加工施設のこちらも保安規定の変更認可申請について。これらはいずれも12月に入って補正が提出されてございますので、補正の概要について、説明をお聞きするという予定でございます。

次に、3ページ目、委員の現地調査の予定が入ってございます。こちらは報道関係の方にはお知らせをしているところでございます。

まず、(1)といたしまして、JAEAの原子力科学研究所及び大洗研究所の現地視察に、今月26日から27日にかけて更田委員長ほか訪問をすると、調査・視察を行う予定でございます。

また、(2)といたしまして、東京電力・柏崎刈羽原子力発電所、こちらの現地視察に山中委員ほか27日木曜日に訪問する予定でございます。

これらはこれら研究所あるいは発電所における関連施設の現状、また、安全対策の現状について、幅広く視察を行うという予定でございます。

私からの御説明は以上です。

#### <質疑応答>

○司会 それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。

それでは、質問のある方はお手を挙げてください。デミズさん、お願いします。

○記者 読売新聞のデミズです。

明日の臨時会議の。

○大熊総務課長 火曜日ですね。

○記者 火曜日ですか。ごめんなさい。25日ですね。概要をちょっと詳しく教えてもらえますか。

○大熊総務課長 こちらは、行政不服審査法に基づきまして、異議申し立てあるいは執行停止の申し立てというものが提出をされているということで、これについて、ほかにも何件かございますが、順次決定のための審理を行い、決定を行ってきているというものでございます。

今回は、ここに記載のございます川内原子力発電所の保安規定の変更認可に係る執行停止の申し立て及び異議申し立てが1件、それから、もう一件が伊方発電所3号炉の設置変更許可に係る執行停止申し立て及び異議申し立て、これらについて委員会において審理を行うというものでございます。

○記者 ちょっとまだ整理ができていないのですけれども、これは何に対して異議申し立てだとかがされているものなのでしょうか。

○大熊総務課長 原子力規制委員会として、こちらに記載がございます保安規定の変更認可、あるいは伊方発電所については設置変更許可を行いました。これはしばらく前のこととなりますけれども、これについて、行政不服審査法に基づいて異議申し立てと執行停止の申し立てというのが提出を個人の方からされていると。これは行政不服審査法に基づく手続として行えることになっているものでございます。これについて、やはり法律に基づいて、原子力規制委員会においては、委員会において審議を行い、審理決定をするということになっているというものでございます。

もう少しだけ、ちょっと抽象的過ぎるかもしれませんが、補足させていただくと、川内原子力発電所の保安規定、こちらは長期保守管理方針の策定に関する保安規定の変更について認可をしたものであります。それから、もう一件、伊方の原子炉の設置変更許可、こちらは新規制基準の適合性の審査を行い、設置変更の許可を行ったという決定、いずれも規制委員会としての決定についての異議申し立てがなされていた。これについての審理ということでございます。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほか、ございますか。ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

念のために、この臨時会議を非公開とする理由について教えてください。

○大熊総務課長 こちらは前回も行政不服審査法に基づく異議申し立てなどについての審理を行う際、非公開とさせていただきました。個別の事案についての審理であるということ、また、原子力規制委員会、規制庁として行った処分について、それが正しかったかどうかということについて審理を行うものということですので、そうした性質に鑑みて、しっかりと内容を審議するために非公開で行うということ、かつて公開の委員会の方針を決めて、その方針に基づいてこの形でやっているというものでございます。

○記者 そもそも設置変更許可というのは、個別の案件をやることであって、正しいかどうかという、その審査のプロセスが正しいかどうかも含めて公開しているのではないのでしょうか。

○大熊総務課長 もちろん個別の審査の中身は公開しているのですけれども、その審査が正しかったかということについて疑義が呈されていて、それについて忌憚なく意見交換、審議を行うということのために非公開で行っているというものでございます。

○司会 ほか、ございますか。カワダさん。

○記者 朝日新聞のカワダと申します。

この申し立て日をそれぞれ教えてください。

○大熊総務課長 申し立てがなされたのは、川内原子力発電所の件につきましては、平成27年8月7日でございます。それから、伊方発電所の許可の件につきましては、平成27年9月10日でございます。

○記者 3年前。

○大熊総務課長 そうですね。そういうことになります。

○記者 そのぐらいかかるものなのですか。

○大熊総務課長 そうですね。やはり内容の形式的な面、実質的な面を精査していることに時間を要しております、現在に至っているということでございます。

○記者 これは、規制委員会というのは上級官庁がないから、規制委員会が規制委員会の決定を審査すると。

○大熊総務課長 おっしゃるとおりです。3条委員会ですので、委員会としての決定が、行政不服審査法上の申し立てに対する審査、審理としては最終決定になります。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほか、ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—